



基勞補発第 0331001 号

平成 21 年 3 月 31 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

義肢等補装具支給要綱の改正等に伴う運用上の留意事項について

義肢等補装具支給要綱（以下「支給要綱」という。）の改正等については、平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331025 号により通達されたところであるが、その実施に当たっては下記の事項に留意されたい。

記

1 支給要綱の 3 「支給基準」について

(1) 対象者及び範囲

(1) のアの別表 1（購入費用の支給対象者）に定める社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢等補装具（筋電電動義手、ストマ用装具、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷きふとん及びギャッチベッドを除く。）には、改正前の支給要綱に基づき支給された義肢等補装具を含むものであること。

(2) 耐用年数が経過する前の購入費用の再支給

(3) のイの「社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢等補装具」には、改正前の支給要綱に基づき支給された義肢等補装具を含むものであること。

2 支給要綱の 4 「修理基準」の (2) 修理の要件について

「社会復帰促進等事業として購入費用が支給された (1) に掲げる義肢等補装具」には、改正前の支給要綱に基づき支給された義肢等補装具を含むものであること。

3 支給要綱の 5 「基準外支給」について

基準外支給の必要があると認めるときは、事前に本省労働基準局労災補償部補償課に協議を行うこととし、その場合は、申請書の写し、申請者の障害の状況、担当医の意見、社会復帰促進等事業以外の制度からの支給の有無、その他必要な書類を添付すること。

4 支給要綱の8「支給の手続」の(4)承認について

申請者が支給基準又は修理基準の要件を満たすものであると認められないときは、当該申請者に対し、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請に係るお知らせ」(別紙)を送付する等により対応すること。

5 支給要綱の12「費用の請求」について

(1)「義肢等補装具購入・修理費用支給承認書」の提出

義肢等補装具の購入費用又は修理費用を請求しようとする者が提出する「義肢等補装具購入・修理費用支給承認書」については、当該承認書の写しで差し支えないこと。

よって、申請者が、義肢等補装具業者に対し、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の受領委任を行った場合は、申請者が、義肢等補装具業者に対し「義肢等補装具購入・修理費用支給承認書」を渡すこととされているが、その場合は、当該承認書の写しで差し支えないこと。

(2)受領委任に係る請求

申請者が、義肢等補装具業者に対し、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の受領委任を行ったことにより、義肢等補装具業者から「義肢等補装具購入・修理費用請求書」が提出された場合は、当該請求書の委任状欄に委任者(申請者)の記名押印又は署名がされているか必ず確認し、記名押印又は署名がない場合には、義肢等補装具業者に対し、義肢等補装具の購入費用又は修理費用を支払うことができない旨を説明し、当該請求書を義肢等補装具業者に返戻すること。

(3)装着訓練料及び適合判定料

「労働福祉事業実施要綱の全面改正について(昭和56年2月6日付け基発第69号)」の別添「外科後処置実施要綱」に基づき事務処理を行うこと。

6 支給要綱の14「費用の支払」について

(1)支給決定

支給決定を行うに当たっては、労働基準部労災補償課において、「補装具等支給費支給決定書」により、労働局長の決裁を受けること。

(2)支出事務

支出事務については、総務部総務課又は総務部会計課において行うことから、労働基準部労災補償課においては、支給決定に係る決裁が完了したときは、速やかに、総務部総務課又は総務部会計課に対し、14の(5)に定める書類を提出すること。

7 支給要綱の16「申請者等に対する請求内容の事実確認」について

請求内容の事実確認は、今回の改正により、検収(確認)行為が不要となったことから実施するものであり、その確認手段等は、次のとおりとする。

- (1)申請者に義肢等補装具の購入費用又は修理費用を支給する場合(「義肢等補装具購入・修理費用請求書」に義肢採型指導医が交付した「証明書」が添付されている場合を除く。)は、義肢等補装具業者に対し、「義肢等補

「義肢等補装具購入・修理費用請求書」の義肢補装具の受領年月日、支給種目を必要に応じて、電話等にて照会すること。

- (2) 申請者が、義肢等補装具業者に対し、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の受領委任を行ったことにより、義肢等補装具業者に当該費用を支給する場合（「義肢等補装具購入・修理費用請求書」に義肢採型指導医が交付した「証明書」が添付されている場合を除く。）における事実確認は、申請者に対する個別面談等により、必要に応じて行うものとし、支給決定後に実施することで差し支えないこと。

また、個別面談等を実施する場合は、例えば、購入費用又は修理費用が高額なとき、過去に購入費用又は修理費用の請求を行っていない義肢等補装具業者より、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」が提出されたとき等があること。

- (3) (1) 及び (2) で確認した事項は、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」の余白等に確認年月日とともに記載すること。

8 支給要綱の20「経過措置」について

平成21年3月31日以前に、平成20年3月31日付け基発第0331005号「義肢等補装具支給要綱の改正等について」（以下「旧通達」という。）に基づく承認を受けた者（旧通達に基づき義肢等補装具の交付を受けた者を除く。）に対して、支給要綱の改正内容を懇切・丁寧に説明した上で、義肢等補装具業者に「義肢等補装具購入・修理費用支給承認書」を提示し、義肢等補装具の購入又は修理に係る発注を行うよう伝えること。

また、旧通達に基づき申請を行った者（旧通達に基づく承認を受けた者を除く。）に対し、「義肢等補装具購入・修理費用支給承認書」を交付する場合についても、上記と同様に取り扱うこと。

9 改正後の支給要綱の周知について

(1) 本省の実施事項

ア 平成21年3月末までに、障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者あてに周知用リーフレットを送付する予定であること。

イ 社団法人日本義肢協会に対し、傘下会員に対する周知を依頼する予定であること。

ウ 厚生労働省ホームページに改正概要を掲載する予定であること。

(2) 都道府県労働局の実施事項

ア 被災労働者等に対し、既に本省から送付してある周知用リーフレット等を活用する等により周知を行うこと。

イ 義肢等補装具業者に対し、支給要綱の改正内容に係る説明会を開催する等により周知を行うとともに、被災労働者に対する適切な対応を依頼すること。

ウ 都道府県労働局のホームページに、本省から送付する周知用リーフレット等の内容を掲載するなどの措置を講じること。

〇 〇 〇 〇 殿

義肢等補装具購入・修理費用支給申請に係るお知らせ

平成 年 月 日付けをもって申請された_____の

購入・修理費用の支給申請については、以下の理由により、支給基準又は修理基準を満たすものとは認められませんので、お知らせします。

なお、ご不明な点は、以下の連絡先まで問い合わせいただきますようお願いいたします。

理由

住所

氏名

連絡先

〇〇労働局労災補償課

〒
所在地

電話番号